

多胎児家庭支援事業

多胎妊婦や3歳未満の多胎児がいる家庭に、育児サポーターが訪問し、育児や家事などの支援をします😊



対象

市内在住の多胎児を妊娠中の方及び3歳未満の多胎児のいる家庭

利用時間

月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで
1日1回、2時間を上限とします。ただし外出時の補助の場合は4時間を上限とします。

利用可能時間

利用時間には上限があります。

利用時期	利用時間の上限
妊娠から1歳の誕生日の前日まで	240時間
1歳の誕生日から2歳の誕生日の前日まで	180時間
2歳の誕生日から3歳の誕生日の前日まで	120時間

支援内容

自宅に訪問し、保護者が日常行っている育児や家事を手伝います。

家事等援助	<ul style="list-style-type: none">・食事の準備及び片付け・住居等の清掃及び整理整頓・衣類の洗濯・生活必需品の買い物
育児の補助	<ul style="list-style-type: none">・食事及び授乳介助・おむつ交換支援・沐浴介助・乳幼児の兄姉の育児、送迎
外出時の補助	<ul style="list-style-type: none">・通院等の介助・健診の付添い
育児等に関する相談助言	<ul style="list-style-type: none">・子育てのアドバイス・子育て支援サービスの紹介
その他支援が必要と認めるもの	



※育児の補助、外出時の補助は、育児サポーターと保護者が一緒に行います

育児サポーター

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会と特定非営利活動法人秋川流域生活支援ネットワークに委託しています。

一定の研修を受けた方が育児サポーターとして活動します

費用

無料。

ただし、移動のための交通費、駐車場代は育児サポーターの分を含め実費となります。（車で移動する方は任意保険に加入していること）

ご利用までの流れ



①申請書を提出する

- ・母子健康手帳や健康保険証など、氏名・生年月日が確認できるものを持参のうえ、ルピア2階子ども家庭支援センターで申請してください。外出が難しい方はご連絡ください。
- ・申請書は子ども家庭支援センター窓口にあります。また、子育て応援サイトからダウンロードできます。

②利用調整

- ・申請内容に基づき市と委託事業者とで育児サポーター派遣の調整を行います。
- ・市と利用者との間で、利用開始日や週の利用回数、時間などの確認を行います。状況等により、訪問や電話でご確認させていただきます。

③利用決定通知が届く

- ・利用が決定したら、「養育支援訪問事業多胎児家庭育児サポーター派遣決定通知書」が届きます。通知書が届きましたら、利用日時等ご確認ください。

④支援を受ける

- ・訪問初日に育児サポーターと市職員（初回のみ）がご自宅にお伺いし、支援方法の確認を行います。
- ・育児サポーターが自宅に来て、育児や家事を支援します。
- ・移動のための交通費等は育児サポーターの方の分を含め実費となります。
- ・派遣をキャンセルする場合、前日の午後5時までに子ども家庭支援センター子育て支援事業係にお電話をお願いします。当日の派遣キャンセルの場合、その日は利用した事とみなします。

【子ども家庭支援センター 月～土（祝日、第2水曜日を除く）
8:30～18:30 ☎042-550-3361】

子育て応援サイト
（申請書）



【事業についての問い合わせ】

秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」内
子ども家庭支援センター 子育て支援事業係
TEL：042-518-7078

